

## 【研究ノート】

## 独ソ戦初期に於けるソ連人徴用の拡大

中 村 一 浩

## 目 次

- 一. ドイツ側から見た 1942 年春迄の戦況の推移
  1. 北方軍集団及び中央軍集団の戦況
  2. 南方軍集団の戦況
- 二. 軍需産業対国防軍の相克
  1. 軍需産業の労働力需要
  2. ソ連人徴用の大幅緩和
  3. ソ連人強制労働従事者の処遇
  4. モスクワ攻略失敗後の推移
  5. 基幹労働力の確保とシュペーの抬頭

## 一. ドイツ側から見た 1942 年春迄の戦況の推移

## 1. 北方軍集団及び中央軍集団の戦況

1941 年 12 月の大反撃に成功し、モスクワ及びレーニングラードの陥落をさしあたり阻止したソ連軍は、兵力の劣勢を承知の上で時間稼ぎの必要もあってその後もドイツ軍への攻勢を続けたが、各地で苦戦しつつも頑強に抵抗するドイツ軍に行く手を阻まれ、若干戦況を挽回したにとどまり、春の融雪期を経て概ね 1942 年 5 月末迄にれ反攻はひとまず終息することとなった。

この間に北方軍集団に於ては、リンデマン騎兵大将 (Georg Lindemann, 生没年不詳, 1942 年 1 月 19 日～1944 年 5 月 5 日第 18 軍司令官, 1942 年 7 月 3 日上級大将, 1944 年 5 月～7 月 3 日北方軍集団司令官) 麾下の第 18 軍が引き続きレーニングラードに対する包囲を維持 (1944 年 1 月 27 日によくソ連軍による解放完了) したもの、南翼

に布陣する第 16 軍はイリメニ湖南方のスターラヤ・ルッサからデミヤンスク, 更にはホルム～ヴェルキエ・ルーキに至る全戦線で後退を続け, 殊にデミヤンスクとホルムに於てはドイツ軍部隊が 3 ～ 4 カ月間ソ連軍に包囲されるという危機に陥っていた。他方, 中央軍集団に於ても同様の戦況であり, 北翼に布陣するモーデル機甲兵大将 (Walter Model, 1891-1945, 1942 年 2 月 1 日上級大将, 1944 年 4 月 1 日元帥, 1942 年 1 月 16 日第 9 軍司令官, 1944 年 1 月 9 日北方軍集団司令官, 最もヒトラーから信頼された將軍の一人, 後に投降後自決) 麾下の第 9 軍はルジェフとヴィアズマを結ぶ地域で守勢に立たされたが, フランス駐屯部隊の来援を受けつつこれをしのぎ, 2 月末迄にソ連軍を撃退することに成功した。また, 南翼に布陣する第 4 軍にあっては, モスクワ南西のカルーガ, スヒニチ及びペリヨフ方面からソ連軍の反攻に遭ったが, 若干戦線を後退させたにとどまり, やがてここでも反攻は頓挫するに至った。

## 2. 南方軍集団の戦況

司令官がフォン・ルントシュテットからフォン・ボック (1942 年 1 月 18 日～7 月 15 日在任) に交代した南方軍集団にあっては, 当面ハリコフの攻防が焦点となった。ソ連軍は 1 月 18 日からパウルス機甲兵大将 (Friedrich Paulus, 1890-1957, 1942 年 12 月 1 日上級大将, 同月 30 日第 6 軍司令官, 1943 年 1 月 30 日元帥, 翌 31 日スターリングラードの第 6 軍降伏後捕虜, 1944 年のヒトラー暗殺未遂事件後終戦迄「ドイツ将校同盟 (Bund Deutscher Offiziere)」の一員として在ソ社会主義者達と共にソ連国内から反ヒトラー運動の呼びかけに参加) 麾下の第 6 軍と第 17 軍に対し攻勢に出たが, イジュームからハリコフ南方へ向けて一時は約 100 km も進出したものの, ドイツ軍の反撃によりハリコフ奪回は成らなかった。3 月の融雪期の泥濘の中で戦線は 5 月迄暫時膠着状態に陥った。

## 二. 軍需産業対国防軍の相克

### 1. 軍需産業の労働力需要

独ソ開戦直後の 1941 年 6 月 30 日ライヒ石炭連合会 (Reichsver-

einigung Kohle=RVK) 会長プライガー (Paul Pleiger, 生没年不詳, 「ヘルマン・ゲーリング」国営工場総支配人) は、石炭供給が深刻な状況に陥る虞ありとして、ソ連兵捕虜の労働配置に当たり特段の配慮をOKWに対して要求し、さしあたり 8 万 3000 人、できれば鉱夫のみならず道路工夫・碎石工・建築労働者など肉体的重労働に慣れた労働者の徴用を求めていた。また、7月9日にはフリック・コンツェルン (Flick-Konzern) の代表者がソ連兵捕虜の労働配置とその迅速な手配を求めていた。更に、同月プロイサーク (Preußag) やヴィンタースハルコンツェルン (Wintershallkonzern) の工場からも同様の申請が出されている。<sup>(32)</sup> しかしながら、ヒトラーはソ連兵捕虜の雇用を、思想的理由から禁じていた為、直ちにこうした要請に応えることは困難であった。

他方、農業に於ても農作物の栽培・収穫作業に大量の労働力需要が見込まれ、既に同年7月4日にはヒトラーによるソ連兵捕虜の雇用禁止の緩和が早くも取沙汰されるに至った。即ち、ドイツ道路総監トト(水道・エネルギー総監及び軍需相をも兼任) がソ連兵捕虜を厳重な監視下に置くと共に隔離して大規模建設事業に労働配置することを計画したのである。ソ連人は、思想的理由から農業労働者として閉鎖的に集団配置し、個別配置可能なフランス兵やセルビア兵の捕虜は農業以外の重要部門に配置転換しようというものであった。同日OKWは「ロシア人捕虜の使用及び労働配置」に関する会議を招集し、4カ年計画受託官及びライヒ労働省が主導するこの会議の「全参加官庁によってドイツ国内の労働配置についても捕虜を動員するという要求が無条件に主張・支持されていること」<sup>(33)</sup> が確認された。捕虜の需要は 50 万人を数え、うち 40 万人が農業によるものであった。

前述の如く、ゲーリングは航空機産業への捕虜の労働配置に躍起となっており、ソ連からの膨大な捕虜移送によってドイツ国内の農業部門から抽出可能となるフランス兵捕虜などの獲得の為に狂奔したことは言う迄もない。8月2日付「ソヴィエト人捕虜の労働配置」に関するOKW布告 (OKW-Erlaß betr. „Arbeitseinsatz sowjetischer Kriegsgefangener“ vom 2. August 1941) に曰く、「總統の命により、捕虜の国内移送は約 12 万人を超えることを得ず」。しかし、ゲーリングの思惑通り 12 万人のソ連兵捕虜を農業に配置し、10 万人のフランス兵捕虜を航空機産

業へと配置転換するのであれば、それだけでもう総枠を全て使い切ったことになる。しかも、OKW 布告によれば、「ソ連兵捕虜の国内に於ける使用は必要悪であり、それ故最小限に制限されなければならない。彼等は、原則として閉鎖的集団に完全に隔離されて働くことのできる職場のみに於て雇用しうるものとする」という条件附なのであった。

1941 年も秋を迎える、対ソ戦が長期化・越年するのは必至の情勢となるや、ソ連兵捕虜のドイツ国内への労働配置枠拡大を求める圧力が一層の高まりを見せることとなった。9月2日付の四ヵ年計画庁次官ケルナー (Paul Körner, 1893—没年不詳, SS 上級指導者 (大将相当官), プロイセン州議会議員, 国會議員等を経てゲーリング直属の補佐官となる) からズュールプ宛の書簡には、ゲーリングが国内の労働力不足を理由にソ連人捕虜のドイツ国内労働配置制限の再緩和をヒトラーに直談判する意向であることが伝えられている。また、9月17日に RVK のプライガーは OKW 国防経済・軍備局 (Wehrwirtschafts- und Rüstungsamt = WiRü) 局長のトーマスやライネッケ将軍 (Hermann Reinecke, 経歴不詳) との交渉の中で、8千人から1万人のソ連兵捕虜をドイツ内で貨車から石炭の積み下ろし用に、更にはルール炭鉱向けに無定量のウクライナ人鉱夫を要求している。「そうすれば、炭鉱で何の役にも立たない、とりわけイタリア人を再び追放する」ことができるというわけである。しかも、モンタン・コンツェルンたる「ヘルマン・ゲーリング」国営工場の総支配人としての顔も併せ持つ彼は、同コンツェルンへのソ連人の労働配置も同時に申請している。ここで注目されるのは、彼が初めてソ連民間人労働力 (さしあたりウクライナ人) のドイツ移送までも日程に載せていることであろう。ドイツ占領地域で従来一般的であった賃金を餉にした駆り立てを避ける為に、ウクライナでは自前の機関による徵募を行ないたいというのである。民間人労働者に対しては、食糧の支給並びに小遣い銭、更にはあとに残される家族に対する扶助が与えられるこ<sup>(35)</sup>とになっていた。

9月24日になると、ライヒ労働省はソヴィエト民間人労働者のドイツ国内移送に関して関係諸機関との協議を行ったが、そこではゲーリングが自ら傘下に置く空軍の為に沿バルト地方のドイツ系住民の中から金属労働者を徵募することにつき既に確約をしたことが明らかになった。さ

しあたり対象とされるのはソヴィエト国籍の沿バルト地方のドイツ系住民、更にはポーランド国籍のドイツ系住民に限られ、あとは原則としてせいぜいウクライナ人の徴募にとどまり、生粹のロシア人は排除されるべきものとされていた。軍やヒムラー(SS)<sup>(36)</sup>からの異議はあったものの、産業界からの圧力を受けて、ソ連兵捕虜及びウクライナ人民間労働者のとりわけ軍需産業や鉱山への労働配置がOKW<sup>(37)</sup>でも無視できなくなつていった。プライガー同様に、前出の化学生産特殊問題総監(GB Chemie)クラオホ(IG-Farben会長)も、ソヴィエト人労働力強制徴用を強く主張した主要人物の一人に数えられる。9月30日に示されたプライガーの計画は1万2千人のウクライナ人鉱夫を徴募し、これをドイツ国内へ移送したいというものであり、約3週間後にヒトラーとゲーリングによる認可を得た(10月22日)が、11月になると、東部戦線に於ける困難な輸送事情により、既に徴募済みの5~6千人のクリヴォイ・ログ出身の鉱夫はおろか、捕虜の大部分すらドイツに向けて移送することができなくなったのである。

## 2. ソ連人徴用の大幅緩和

日増しにつのる労働力不足を背景とした産業界、とりわけ軍需産業からの圧力に応え、10月14日付OKW布告によりソ連人のドイツ国内労働配置に対する制限に大幅な緩和が行われることになった。ソ連兵捕虜は、今や重要事業所に於てもドイツ人職長の下で捕虜同士の密接な接触を断たれつつ集団的に労働させることが可能になったのである。同月20日ヒトラー、ゲーリング及びプライガーは、ドイツ国内で強制労働に従事させられるソヴィエト人民間労働者の将来の地位に関する取り決めを行ったが、懸案となっていた1万ないし1万2千人のウクライナ人鉱山労働者については、捕虜の場合と同様に、食糧支給はドイツ人の水準を下回り、小遣い銭のみを支給し、閉鎖的集団の中でのみ働くかせるというのが処遇の原則とされた。

同月30日カイテルは対戦車及び対空火器生産を最大限加速して倍増することを命じたが、これに伴いソヴィエト人捕虜の兵器生産部門に於ける強制労働も公認のものとなったのである。その翌日ヒトラーは、300万人のソ連人を徴用し、適切な給養を施すよう指令し、これにより従来

とられてきたソ連人徵用の抑制方針は一擲されることとなったのである。かかるソ連人大量徵用の為の前提とされたのは、「1. ドイツ国民の危険防止の為の監視確保、2. 閉鎖的収容所に於ける宿泊、3. 十分な給養の確保」の3条件であった。しかし、現実は、最低限の給養（僅かな報酬と日常生活に於ける幾つかの嗜好品の供与、更には必要に応じて能率賞与を含む）と苛酷な強制労働の結果、多数の人命が抑留中に失われることになった。

### 3. ソ連人強制労働従事者の処遇

11月7日ゲーリングは、ヒトラーの委任を受け、政府・経済界・国防軍及びナチス党の首脳が出席した会議でソ連人労働力を最大限に徹底的利用を図るよう指令を発した。彼は、出来る限り多数のソヴィエト兵捕虜が、ドイツ国内、殊に炭鉱と於ける労働力としても投入され、ドイツ人監督の下で、場合によっては事業所の全従業員がソ連人で占められても構わないと迄言<sup>(43)</sup>い切っている。これは、言う迄もなくヒトラーの立場が戦況の悪化に伴い原則的に変更されたことを意味するものであった。このようなソ連人労働力のドイツ国内労働配置の全面解禁の理由として、ゲーリングは、ドイツ人女性労働力の負担軽減と非能率にも拘らず大食漢の他国出身強制労働従事者の国外追放の必要性を挙げている。これらの理由のうち後者は、クラオホとプライガーの主張に沿ったものである。<sup>(44)</sup>

この会議で、ゲーリングはドイツ戦時経済に於けるソ連強制労働力の処遇に関する原則ないし準則を決定しているが、保安上の見地から将校はできれば、また政治委員（コミッサール：尤も、彼等は、発見されていたら、既に国防軍又はSSにより殺害されてしまっていたことであろうが……）は原則として、労働配置から排除されるべきものとされていた。保安措置は最大限の速効性と厳格性が肝心であり、一般的に刑罰には食糧の削減と即決裁判による処刑の2段階以外のものは必要ないというのである。

更に、ソ連人民間労働者の労働配置と処遇は實際にはソ連兵捕虜と同様とされ、彼等はポーランド人労働力と同様にOSTという識別標を身に付けることを義務付けられた上で厳重な監視下に置かれた収容所に収容され、他の外国人或いはドイツ人労働者とは厳しく隔離されつつ集

団的労働にのみ従事させられることとなった。食糧配給量はギリギリの水準に抑制され、身なりもみすぼらしく、僅かな小遣い銭ほどしか支払われないのである。ヒトラーの指令にはソヴィエト人労働者には最低の賃金しか支払わない旨明示されており、<sup>(45)</sup>このことが戦費調整と戦後に於けるドイツの戦債清算の前提条件でもあった。

かくして、11月7日のソヴィエト人の動員に関するゲーリングの準則により、<sup>(46)</sup>ドイツ国内に於けるソ連人強制労働従事者の処遇の大綱が固まったのである。

#### 4. モスクワ攻略失敗後の推移

対ソ電撃戦勝利が冬将軍の到来とソ連軍の大反撃の前に頓挫し、戦争が長期化し、消耗戦の様相が色濃くなってくると、ヒトラーは1942年1月25日の「行政の一層の簡素化に関する」<sup>(47)</sup>布告を発した。同布告に於て「ドイツ民族は生か死かの闘いに至り、今や何よりも先ず利用可能な全勢力を国防軍及び軍需産業に有無を言わさず動員すること要求」されたこととなった。OKWは、長期戦に備え、1942年春迄に軍の戦力を全面的に再建し、遅くとも同年夏にはソ連に対して再攻勢をかけることを計画し、徹底的な新規徴兵、軍備の最大限増強、更には戦時経済の長期戦向け再編を命じた。1941年12月から翌年4月迄の期間に、国防軍は総計100万人を補充要員及び部隊新編成の為の要員として要求したが、そのうち約半数は軍需産業から徴兵され、<sup>(48)</sup>1942年春迄に産業界から70万人が動員されたのである（表1参照）。

12月24日OKW軍備監督部（Rüstungsinspektion）に対して1919年から1922年生まれの世代を対象とする徹底的召集を最大限促進すべしとのOKW緊急命令が発せられ、これにより軍需産業の熟練工の充足状況は深刻な打撃を受けることとなった。軍需工場から兵役免除者までも軍がどれ程召集しても前線の部隊から発せられている膨大な兵員需要を充足できる筈もなく、当然の結果として現場には混乱が発生した。

鉄鋼産業では、3交替制から2交替制へと再編成を行うに際し、多くの困難に直面することを余儀無くされたのであった。

他方、鉱山業に於ても労働力不足は悪化の一途を辿っていたが、12月20日付OKW布告は思い切った支援措置を打ち出した。同布告によれ

表1 国防軍の徴兵状況 1941年12月～1942年4月

| 時 期         | 徴兵数 (人)   |
|-------------|-----------|
| 1941 年 12 月 | 151,000   |
| 1942 年 1 月  | 325,000   |
| 2 月         | 236,000   |
| 3 月         | 265,000   |
| 4 月         | 33,000    |
| 合 計         | 1,010,000 |

出所：Eichholz, a.a.O., S. 194.

ば、国防軍及び武装親衛隊在籍の全鉱山労働者を即刻除隊させ、追って再召集の通知ある迄は当面兵役免除者として鉱山で就労させるというのである。しかし、同月末日のOKW布告により、戦局急を告げる東部戦線及びアフリカ軍団は例外とされることとなった。ところが、戦局悪化を背景として、12月20日付布告は掛け声倒れに終わり、具体的行動を伴うことなく推移していった。結局、同布告は撤回されてしまった。

既にヒトラーは前出の指令第39号の中で「徐々に兵役免除の若年労働者を集団的に配置される捕虜及びロシア人民間労働者と最大限交替させなければならない」と命じているが、<sup>(53)</sup> 国防経済・軍備局の見通しは悲観的なものであった。12月23日付の詳細な報告書によれば、1941年10月の時点の試算で、1942年6月迄に可及的速やかに充足すべき軍需産業の労働力需要は、国有鉄道・鉱山・建設業を含めて、約110万人と見積もられており、これを充足し、命じられた計画を実行するには、以下の手段をとらなければならない：①対ソ作戦終結後に前線から50万人を除隊させること、②特に緊急の重要性を有しない事業所から更に10万人を抽出させること、③外国人徴募の継続を通じて更に10万人の外国人を徴用すること、④ソ連人の捕虜及び民間労働者の労働配置増強によって30万人を調達すること。ところが、現状では：①国防軍からの除隊は行われていないし、②民間部門からまとまった人数の熟練工を獲得するのは最早不可能であり、③外国人労働配置の分野では、10万人の外国人の新規獲得は相当数の帰国による目減りに直面することになるので、有効な

獲得は殆ど記載不能で、④ソ連兵捕虜をドイツ国内労働配置の為に今後数カ月間のうちに一層解放したとしても、伝染病の突発的発生や栄養不良によって、彼等の労働配置数は1942年春迄の見積もりで全部せいぜい30万人にすぎないのであり、それどころか、更に国防軍の当時の補充兵需要62万5,000人により今後数カ月のうちに軍需産業は20万人の良く熟練した有能な労働力を抽出されることも考慮に入れなければならぬから、軍需産業（労働力）対国防軍（兵力）という人的資源の奪い合いの図式の中で、1942年初夏迄に少なくとも80万人の未充足労働力需要が軍需産業に残る見通しであった。<sup>(56)</sup>

いずれにせよ、労働力政策の中心はソ連人の捕虜及び占領地住民に対する強制労働を全面化し、国防軍に召集されてゆくドイツ人労働者の代わりに彼等をドイツ国内の軍需産業に於てすら労働配置するというヒトラーの指令第39号が示した言わば「配置転換政策」とならざるを得ず、戦時経済に於ける労働力の全般的配分を中央集権的と言うよりは独裁的に統制する権限を与えられた「労働配置総監（Generalbevollmächtigte für den Arbeitseinsatz）」の任命が不可欠となったのである。

## 5. 基幹労働力の確保とシュペーアの抬頭

軍需産業の労働力確保よりも国防軍の兵員充足の方が優先される形勢がますます強まると、熟練工確保の懸念が産業界から噴出した。軍需相トトは、1942年1月13日工業全国団（Reichsgruppe Industrie）の大顧問團を前にして、召集を止めることはできず、陳情・直訴の類は無駄であり、軍需労働者の10%の手痛い損失が見込まれるが、これを克服しなければならないと釘を刺さざるを得なかつた程である。<sup>(57)</sup><sup>(58)</sup>

ところが、1月28日付軍需部門及び軍需後備兵からの召集に関するOKW布告は、産業界の圧力を全く無視しえなくなった為か、1908年以降に生まれた予備役軍人5万人を追って召集の通知ある迄は「基幹労働力（Schlüsselkräfte）」として直ちに兵役免除とすること（これが所謂「軍需後備兵（Rüstungswehrmänner）」である）を命じた。1月から2月にかけてのOKWの様々な指示により召集の対象から外された業種は、鉱油・鉱山・戦車製造・工作機械・タイヤ並びに火薬・爆薬製造業であった。<sup>(59)</sup>

2月8日トトがラステンブルク（東プロイセン）で飛行機事故により急死すると、後任はシュペア（Albert Speer, 1905-81, 1931年SA隊員、32年ナチス入党、33年以降党大会の演出で一躍脚光を浴び、ヒトラーお気に入りの建築家として第三帝国崩壊に至る迄重用さる。従前は建設事業に専念。軍需相就任後ドイツの軍需生産を大幅に増強したのは特に有名。ニュルンベルク裁判では強制労働の責任を問われたが、巧みな法廷戦術で死刑を免れ、禁固20年の有罪宣言を受け66年出所、回顧録はベストセラーとなる。大戦末期ヒトラー暗殺を企てたことでも知られる）が任命され、2月19日に行われたヒトラーとの協議の場で、シュペアは「基幹労働力」の保護を最も緊急を要する事項として詳細な建議書を提出した。これに対して、同日ヒトラーは布告を発し、軍需産業、原料生産・国有鉄道事業・燃料及び火薬・爆薬生産・他の化学生産・エネルギー産業の事業所並びにその一部をなす工業製品ないし半製品を生産する産業から「基幹労働力」を最早抽出しないように命じた（第1条）。更に、「基幹労働力」の概念を定義し、最も不可欠のものにこれを限定しその人数を確定する権限は、OKW長官（カイテル=事実上の国防相）と連携の上軍需相がこれを留保する（第2～3条）こととなつた。更に、この制度の濫用に対しては、軍需相が民族裁判所の特別法廷を通じて最終判決を下させる権限を有した（第3条第3項）。

「基幹労働力」の定義を明確化させる為に、OKWと軍需省は2月19日付の「基幹労働力」及び「技能労働力（Fachkräfte）」の定義に関する共同布告を発した。<sup>(61)</sup> 同布告によれば、「基幹労働力」とは「全く代替不能なる者」のことであり、通例技術職員や管理職並びに専門職を指す。例えば、人手不足の職業に於ける「非常に貴重な」設計者、監督者、職長、オペレータ並びに技能労働者などである。これに対して、かかる精選された「技能労働力」とは「殆ど代替不能なる者」のことであり、暫時保護されるにすぎず、彼等は、8週間以内に他の分野から配置転換され相応の追加的職業訓練を受けた労働力と交替させることができる。

OKWと軍需省及び軍需産業が共同で実施した選抜手続の結果、公認基幹労働力が64万7千人、公認技能労働力が70万8千人を数え、1908～22年生まれの保護対象外の者は20万2千人であった。1942年第一四半期に召集された軍需労働者は僅か24万4千人にすぎず、同年末迄

に公認基幹労働力は100万人を超えるに至ったことを見ても、召集がOKWの専決事項であった時代は2月19日付のヒトラー布告により終わりを告げたと言つてよかろう。<sup>(63)</sup>

かくして新軍需相シュペアは、早くからヒトラーの寵兒として全幅の信頼を寄せられてきた逸材としての評判に違わず、就任早々辣腕ぶりを發揮し、ヒトラーと直接協議して広範囲に及ぶ決定をかち取ることになった。ここにナチス戦時経済、とりわけ軍需生産に新しい時代が到来したと言つても過言ではあるまい。4月の召集（1908～22年生まれが対象）人数は20万人から17万6千人に減少したが、内訳を見ると産業界からの召集者数は9万人から6万人へと激減しており、これは重点計画にとって技能労働力は固より、保護対象外の労働力も相当に必要であるという配慮のお蔭だったのである。6月の召集では野戦に耐える労働力は工場から抽出され尽くし、7月になるとシュペアはヒトラーに対して予定されている軍需産業からの月10万人召集は不可能である旨の上申を度々受けることになった。ヒトラーは、同年夏は基幹労働力の召集を行わないよう命じた。シュペアの要請を受け、ヒトラーは、「産業の動搖を防ぐ為」、当面基幹労働力の厳しい再審査を新たに行うことも断念した。<sup>(64)</sup>

しかし、同年8月23日にヴォルガ河畔の戦略的・政治的要衝スターリングラードをめぐる攻防戦が始まると、戦局の緊迫化を背景として、OKWは新たに大規模な召集を準備し、9月になるとヒトラーは5万人の軍務に服したことのない基幹労働力に対する軍事教練を実施するよう迫った。シュペアはここでもヒトラーを説得して、軍事教練対象者を相当減らすことに成功し、またもや軍需産業の守護神的成果を上げたのである。翌年1月末日スターリングラードのドイツ第6軍が降伏すると、戦局はドイツ側に一層不利に展開し始めるが、これに伴い基幹労働力保護政策も根底から見直しを余儀無くされたのは必然的成り行きであった。

[注]

- (31) 2月20日頃ソ連軍の攻勢は息切れし、3月末に深い泥濘の季節が始まって、戦線には比較的平穏な日々が訪れた。両軍共に消耗し切っていたのである（シャイラー、前掲書 第4巻、304頁）。

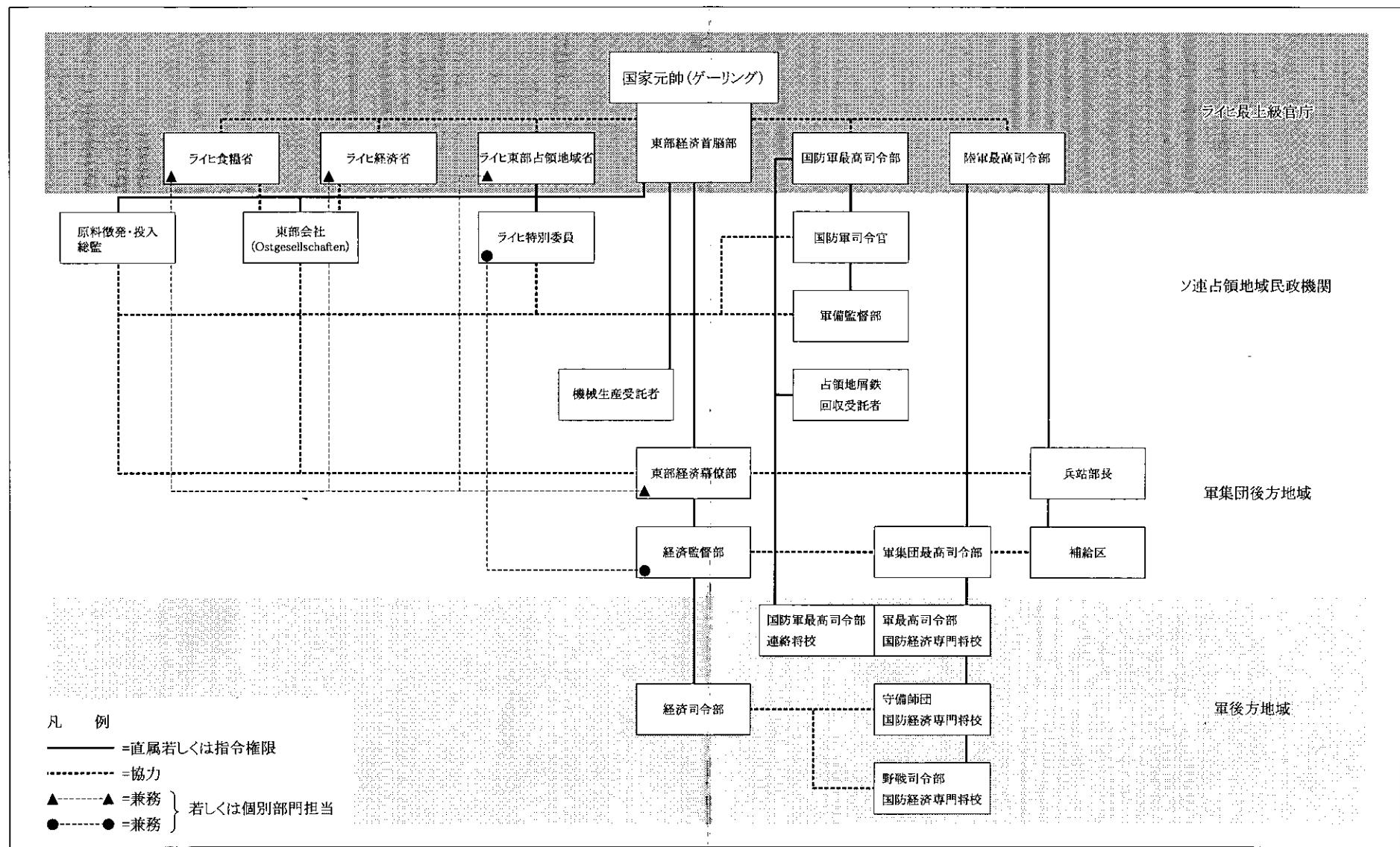
- (32) Eichholz, a.a.O., S. 186.
- (33) Ebd., S. 187.
- (34) BA Potsdam, FS, Film 1811.
- (35) Eichholz, a.a.O., S. 188.
- (36) Ebd., S. 188f.
- (37) 1941 年 9 月 30 日付 OKW 国防經濟・軍備局幕僚日誌によれば、ヒトラーは生粹のロシア人居住地域に於ける労働者徵募に反対したという (Ebd., S. 189, Anm. 64)。
- (38) Ebd., Anm. 65.
- (39) Vgl. BA Koblenz, R 13 I/373, Protok. d. Sitzung d. Beirats der Bezirksgruppe Nordwest der Wigru Es I v. 19. 11. 1941. Zitiert bei: Eichholz, a.a.O., S. 190f.
- (40) Eichholz, a.a.O., S. 191.
- (41) Befehl Keitels v. 30. 10. 1941. BA Potsdam, FS, Film 8322.
- (42) Befehl Keitels v. 31. 10. 1941. BA Potsdam, FS, Film 8273.
- (43) Internationaler Militärgerichtshof Nürnberg, *Prozeßmaterialien*, Bd. 27, S. 69 & 65, Dok. PS-1206, Aktennotiz WiRü Amt über d. Sitzung am 7. 11. 1941, v. 11. 11. 1941. Zitiert bei: Eichholz, a.a.O., S. 191f.
- (44) Eichholz, a.a.O., S. 192, Anm. 78.
- (45) Ebd., S. 192.
- (46) "Richtlinien" Görings über den „Einsatz von Sowjetrussen“, vorgetragen auf der Sitzung am 7. 11. 1941. IMG, a.a.O., Bd. 39, S. 498f., Dok. USSR-386.
- (47) Erlaß des Führers über die weitere Vereinfachung der Verwaltung vom 25. Januar 1942. BA Potsdam, RWiM, Nr. 8906, Bl. 84 (nicht veröff.). Zitiert bei: Eichholz, a.a.O., S. 193.
- (48) Ebenda.
- (49) 軍需生産関連の統制組織については、F. ノイマン（岡本友孝・小野英祐・加藤栄一 共訳）、『ビヒモスーナチズムの構造と実際ー』、みすず書房 1963 年 (F. Neumann, Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism 1933-1944, Oxford University Press, 1944), 461 頁以下に詳しい。また、大藏省總務局、『獨逸に於ける戰時敗政經濟事情』、1943 年、600 頁以下なども参照されたい。独ソ戦初期の占領地域經濟統制組織は図 4 の如くであり、ドイツ国内については図 5 (注

57) の如し。

- (50) BA Koblenz, R 13 I/654, Rundverfügung WiRü Amt an Rüstungsinspektionen, 24. Dezember 1941.
- (51) 3交替制事業所を廃止した実例としては, Dortmund-Hörde im Martinwerk や, Thomaswerk, Niederrheinische Hütte, Hütte Vulkan für den Hochofenなどがあった (Eichholz, a.a.O., S. 194)。
- (52) OKW-Erlaß vom 20. Dezember 1941. BA Koblenz, R 7/112.
- (53) OKW-Erlaß vom 31. Dezember 1941. BA Koblenz, R 7/112.
- (54) Eichholz, a.a.O., S. 194f.
- (55) W. Hubatsch (Hrsg.), *Hitlers Weisungen für die Kriegsführung 1939-1945. Dokumente des Oberkommandos der Wehrmacht*, Frankfurt/M. 1962, S. 174.
- (56) Eichholz, a.a.O., S. 195.
- (57) 経済団体組織図は図 5 の如し。
- (58) Eichholz, a.a.O., S. 196.
- (59) Erlaß OKW betr. „Einberufungen aus der Rüstung und Rüstungswehrmänner“ vom 28. Januar 1942 (BA Potsdam, FS, Film 5682).
- (60) Eichholz, a.a.O., S. 196.
- (61) トトは, 1941 年 12 月初めにヒトラーに対し, 軍需経済的にはこの戦争が勝ち目のないものだとして政治的戦争終結を進言したと言われる (Hillgruber, a.a.O., S. 81)。
- (62) Gemeinsamer Erlaß OKW und Reichsministerium für Bewaffnung und Munition betreffend „Definition für ‚Schlüsselkräfte‘ und ‚Fachkräfte‘“ vom 19. Februar 1942.
- (63) Eichholz, a.a.O., S. 197.
- (64) Ebd., S. 197f.
- (65) Ebd., S. 198.

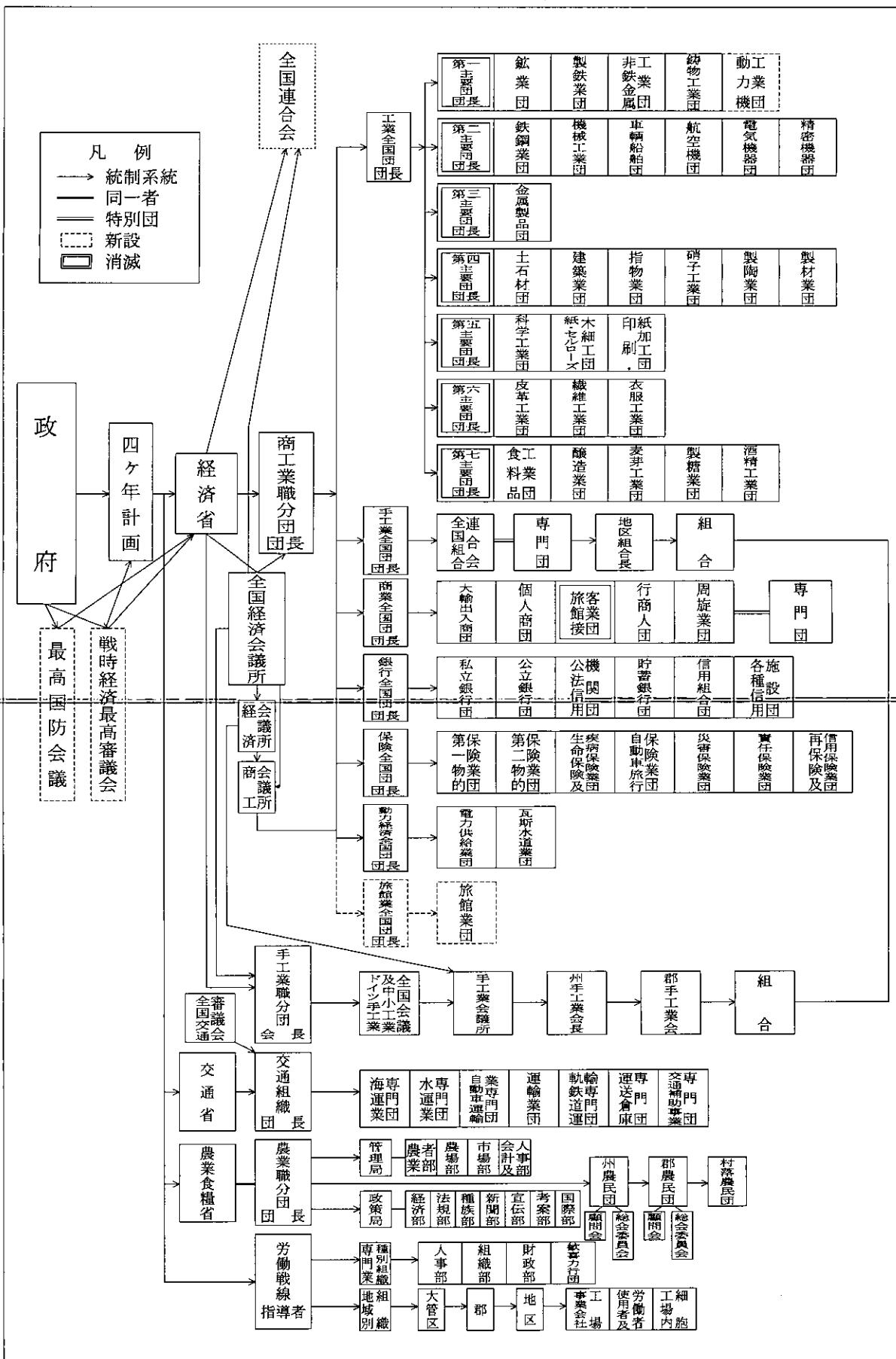
独ソ戦初期に於けるソ連人従用の拡大

図4 ドイツによるソ連占領地域経済組織の拡大（1941年末迄）



出所：MGFA (Hrsg.), a.a.O., Bd. 4, S. 954.

図5 ナチス経済統制機構図



Kurzfassung

Die NS-Arbeitskräftepolitik  
bis zum Frühjahr 1942

Kazuhiro NAKAMURA

Nach der Niederlage vor Moskau im Dezember 1941 sah sich die deutsche Kriegsführung mit dem grundsätzlichen Interessenkonflikt zwischen dem Ersatzbedarf des Heeres und dem Arbeitskräftebedarf der Rüstungswirtschaft kraß zutage. Sie beabsichtigte, die volle Schlagkraft des Heeres bis zum Frühjahr 1942 wiederherzustellen. Für die Zeit von Dezember 1941 bis April 1942 verlangte die Wehrmacht insgesamt über eine Million Mann für Ersatz- und Neuaufstellungen, etwa die Hälfte davon aus der Rüstungsindustrie. Die Auswirkungen waren chaotisch. Die vordringliche Sorge der Rüstungsindustrie war der Entzug der gelernten Arbeiter. Hitler befahl in der Weisung Nr. 39 vom 8. 12. 1941, junge unabkömmlig-gestellte Arbeiter in größtem Umfange durch Gefangene und russische Zivilarbeiter zu ersetzen. Unter dem Druck der Rüstungsindustrie kam der OKW-Erlaß vom 19. 2. 1942 zustande, nach dem ‚Schlüsselkräfte‘ der Rüstungsindustrie nicht mehr einzuziehen waren. Mit diesem Erlaß wurden die gelernten Arbeiter in der Rüstungsindustrie zeitweise sichergestellt. Trotz den großen Bemühungen Albert Speers verschlechterte sich die Situation radikal nach der Niederlage in Stalingrad im Januar 1943.